

佐渡市一般廃棄物処理基本計画(案)の概要 (ごみ処理基本計画)



計画の位置づけ・計画期間

- ・廃棄物処理法第6条第1項に基づき、一般廃棄物の減量、適正処理等を推進するための計画 (ごみ・生活排水)
- ・計画策定に先立ち「廃棄物処理施設整備構想」を取りまとめ
- ・SDGsといった国際的な潮流等も考慮
- ・計画期間は令和3年度から12年度まで(10年間)

ごみ処理の理念

- ・ごみの減量と資源循環による「生命あふれる循環の島^{いのち}」の実現
- ・ごみの適正処理と環境美化による「美しい島 佐渡」の実現

ごみ処理の基本方針

- 基本方針1 排出マナーの向上と分別の徹底による3Rの推進
- 基本方針2 意識啓発や環境美化活動の推進による適正排出の確保
- 基本方針3 安全かつ安定的・効率的なごみ処理体制の構築

ごみ処理の数値目標

区分		R1 (実績)	R7 (中間目標)	R12 (最終目標)
数値目標	1人1日あたりごみ総排出量	1,111g	1,007g	940g
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	762g	674g	603g
	再生利用率	18.6%	22.1%	25.0%
	最終処分量	1,659 t/年	706 t/年	603 t/年
	(参考) 最終処分率	(7.5%)	(3.7%)	(3.6%)

参考：令和元年度ごみ処理経費 約16億円
 市民1人あたり約2万9千円(H23対比 約5千円/人増加)

目標達成に向けた施策

3つの基本方針に基づき7つの施策を展開

基本方針1 排出マナーの向上と分別の徹底による3Rの推進

排出マナーの向上や分別の徹底等により3Rを推進し、ごみの減量・資源化と適正排出に取り組みます。

- 【施策1】発生抑制・再使用の推進によるごみの減量……食品ロス・生ごみの減量など
- 【施策2】分別の徹底等による再生利用と適正排出の推進……古布・古着の資源化など

基本方針2 意識啓発や環境美化活動の推進による適正排出の確保

わかりやすく適切な情報発信や環境教育の充実を図るほか、環境美化活動や不法投棄等防止対策に取り組みます。

- 【施策3】意識啓発の推進……環境教育の推進など
- 【施策4】社会環境の変化への対応……高齢化等社会的動向への対応など
- 【施策5】環境美化・不法投棄対策の推進……海岸漂着物等対策の推進など

基本方針3 安全かつ安定的・効率的なごみ処理体制の構築

将来にわたってごみの適正な処理を確保するため、改めて安全かつ安定的・効率的なごみ処理体制の構築に取り組みます。

- 【施策6】将来を見据えた収集・処理体制と施設整備の推進
 ……負担軽減策を含めた中継施設廃止の検討
 ……灰溶融固化施設の廃止
 ……佐渡クリーンセンターの長寿命化など
- 【施策7】災害に備えた体制整備……再生可能エネルギーの導入の検討など